

# 税金の納期内納付に

## ご協力ください

皆さんが納められた税金は、日常使っている道路や公園、安心して暮らせるための防災や医療、そして豊かな生活ができるよう福祉やごみ処理などに形を変えて生活を支えています。

税金は、皆さんの生活と深くかわっていることをご理解いただき、納期内納付にご協力をお願いします。

納期を過ぎても税金を納めない場合は、納期後20日以内に督促状を発送し、1通につき「督促手数料」100円を加算します。また、文書、電話、訪問等により催告を受けることとなります。

### ●延滞金

納期内に納付されない場合は、納税するまでの日数に応じて年146%（納期の翌日から1月を経過する日までの期間は73%）ただし平成18年度は41%）の高い率の「延滞金」をあわせて納めなければなりません。

### ●滞納処分

税金を完納されない場合は、やむを得ず本人の財産や給与等を差押え、強制的に徴収する滞納処分を行うこととなります。

なお、災害や病気など特別な理由で納期内に納税することが困難になった場合は、早めに、各支所総合窓口課または、納税課へご相談ください。

### 個人住民税(市県民税)の県による直接徴収・滞納処分を実施

県では、滞納整理特別対策室を設置し、県税の未納額の回収に特別体制で取り組んでいます。特に高額滞納者や長期滞納者に対しては、地方税法の特別に基づき個人住民税(市県民税)の直接徴収が行われています。

甲賀市でも、市からの納付や納税相談の呼びかけに応じられなかった滞納

事案について、10月に徴収権を県に引継ぐ予定です。

今後、県から通知される納付催告で納付されない場合や納税相談されない場合は、不動産、給与、預貯金等の財産を差し押さえるなど厳正な滞納処分が実施されます。

税金は「共同社会の会費」といわれます。各税金の納付により、自治体が運営され、社会の制度、秩序が維持されていますので納期内の納付にご協力ください。

### 【延滞金の計算例】

平成18年度市県民税の第1期分(納期限6月30日)  
34,500円を12月7日に納めた場合

$$\begin{aligned} \text{延滞金額} &= \left[ \underset{\substack{\uparrow \\ 1,000\text{円未満切り捨て}}}{34,000\text{円}} \times \frac{31\text{日} \times 0.041}{365\text{日}} (\text{端数切捨}) \right] \\ &+ \left[ \underset{\substack{\uparrow \\ 1,000\text{円未満切り捨て}}}{34,000\text{円}} \times \frac{129\text{日} \times 0.146}{365\text{日}} \right] \\ &= 1,872 \rightarrow 1,800 \quad (100\text{円未満切り捨て}) \end{aligned}$$

問い合わせ  
納税課 滞納対策係  
65・0681  
税務課 収納推進係  
65・0682  
FAX 63・4574 (共通)

#### 不動産

登記簿に登録され、権利者に通知するほか、納税がなければ公売を行います。



#### 給与

勤務先に給与の支払状況等の照会を行い、差押えた後、雇用主から取り立てます。



### 差押

#### 自動車登録

登録を差押さえると自動車の抹消登録ができなくなり後日、自動車を引き上げ、公売を行います。



#### 預貯金

原則として即時取り立てを行いますので、引き出しや自動振替等ができなくなることがあります。

